

議案第 34 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 22 年 1 月 15 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37
号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の表に次のように加える。

市川塩浜第 1 駐輪場	市川市塩浜 2 丁目 1 番 1
-------------	------------------

別表 4 の表市川塩浜第 1 駐輪場の項を削り、同表国分バス停駐輪場の項中「市
川市国分 1 丁目 9 4 8 番 1」を「市川市国分 2 丁目 1, 7 2 6 番 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

市川塩浜駅南市有地有効活用事業の施行により同駅周辺の放置自転車対策の一環として民間事業者による有料の駐輪場が整備されたことを踏まえ、市川塩浜第1駐輪場を有料の駐輪場とするほか、東京外かく環状道路の建設に伴い国分バス停駐輪場の位置を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。